

19 20 配偶者控除・各種扶養控除の年齢表

	区分	生年月日	控除額
19	配偶者	昭和28年1月2日以後生(70歳未満)	下記の表のとおり
	老人配偶者	昭和28年1月1日以前生(70歳以上)	
20	一般扶養	昭和28年1月2日～平成12年1月1日生	33万円
		平成16年1月2日～平成19年1月1日生	
	老人扶養	昭和28年1月1日以前生(70歳以上)	38万円
	特定扶養	平成12年1月2日～平成16年1月1日生	45万円
	16歳未満	平成19年1月2日以後生	なし

※ 16歳未満の扶養親族は控除額はありません。非課税かどうかの判定の際は、扶養人数として算入されます。

19 配偶者控除額・配偶者特別控除額の表

※ 納税義務者の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。ただし、配偶者の合計所得が48万円以下であれば、「同一生計配偶者」として配偶者控除が適用されます。(さらに要件に該当する場合、障害者控除も適用されます。)

配偶者の合計所得金額			納税義務者(扶養する人)の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	48万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円	適用なし
		配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	
133万円超						

第四表 医療費控除の明細書の記入例

1. 医療費通知に関する事項

・医療費通知(医療費のお知らせなどを提出した場合)

医療費通知を提出する場合に記入してください

前年中に自己負担した医療費の合計額	ア	450,000円	左記のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額	イ	250,000円
-------------------	---	----------	----------------------------	---	----------

2. 医療費(上記1以外)の明細

・医療費通知に記載されていない月に医療を受けられた場合など、医療費通知に記載のない領収書がある場合は、領収書をもとに下記の明細を作成して下さい。

医療を受けた方の氏名	続柄	病院・薬局	支払った医療費	生命保険や社会保険などで補てんされる金額
宝塚 花子	本人	A大学病院	30,000円	
宝塚 花子	本人	交通費 阪急電車	1,000円	
2の合計(医療費通知の金額は含まない)			ウ	エ
医療費 合計			ア+ウ	イ+エ

医療費の領収書から金額を記入してください

第一表「3 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得控除)」の②のAに記入してください。

第一表「3 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得控除)」の②のBに記入してください。

481,000円 23 250,000円 23